

事務連絡
令和4年8月12日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「検査促進枠」の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠（以下「検査促進枠」という。）における要件等につき、以下のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市区町村へもこの旨周知されますようよろしく申し上げます。

記

1. 検査結果が陽性となった受検者に係る取組について

令和3年12月20日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の創設について」4に基づく実施要領（以下「実施要領」という。）第4条第2項第1号において、検査の受付を行う実施事業者は、検査申込者に対して、仮に検査結果が陽性であった場合、検査申込者は医療機関又は受診・相談センターに連絡し、速やかに受診しなければならないこと等の説明を行うとともに、実施要領の別添3では、申込書例において、検査結果が陽性であった場合には医療機関に受診することの確認を求めているところです。

今般、発熱外来等の業務がひっ迫していることから、令和4年7月29日の新型コロナウイルス感染症対策本部決定において「無症状の者は、都道府県が行う無料検査事業を活用すること」とし、「発熱外来を経ない在宅療養の仕組みの先行事例の横展開」を行うこととしました。これを踏まえ、検査の受付を行う実施事業者は、重症化リスクが低いと考えられる検査申込者に対して、無料検査の検査結果が陽性であった場合、都道府県等が当該都道府県等における外来診療のひっ迫等に対応して、医師を配置する健康フォローアップセンター等を設置し、当該検査の結果による登録を受け付けている場合には、当該健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが望ましい旨を説明することとし、別紙1及び別紙2のとおり実施要領等を改正しましたので、各都道府県は実施事業者に周知いただくようお願いいたします。

2. 一般検査事業の積極的実施について

1を受けて、検査促進枠における「一般検査事業」（以下「一般検査事業」という。）により、感染不安を感じる住民のうち無症状者が、無料で検査を受ける機会を確保することで、外来診療のひっ迫を回避する効果があることから、各都道府県、特にBA.5対策強化地域に位置付けられた都道府県におかれては、地域の実情を踏まえて、一般検査事業の実施に積極的に取り組まれるようお願いいたします。

なお、検査促進枠におけるワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業（以下「定着促進事業」という。）は、新型コロナワクチンを3回接種していない者のうち、無症状者が、ワクチン・検査パッケージ等の活動に際して必要となる検査を対象としており、また、一般検査事業とは検査促進枠交付金の充当割合が異なることも踏まえ、定着促進事業で一般検査事業を代替させることのないよう御留意願います。

<関係資料一覧>

別紙1 実施要領

別紙2 申込書（例）（お盆期間中において抗原定性検査を実施する場合）

【照会先】

- (1) 検査促進枠について
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
企画調整担当 徳永・川島・出口・石本・高木・奥玉
西村・塚本・栃木・東浦・大澤
直通 03 (6257) 3086
- (2) 臨時交付金全般について
内閣府地方創生推進室
臨時交付金担当 畑・中井・仙田・寺田・窪田・中村
反町・上坂
直通 03 (5501) 1752